

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課                  | 契約の名称   | 契約日           | 契約金額      | 契約の相手方の名称   | 契約の相手方の住所                           | 地方自治法<br>施行令(根拠)  | 契約の相手方の選定理由   | その他        |
|-----|----------------------|---|---------------|-----------|---|-------------------------------------|-------------------|---|------------|
| 1   | 農林水産<br>総務課          | 沖縄県水産海<br>洋技術センター<br>漁業調査船建<br>造工事監理業<br>務                        | 令和4年7<br>月15日 | 9,550,200 | 一般社団法人 海洋水産<br>システム協会   | 東京都中央区日本橋3丁<br>目15番8号アミノ酸会館<br>ビル2階 | 第167条の2<br>第1項第2号 | <p>当該工事監理業務は、令和4年5月に仮契約を行った沖縄県水産海洋技術センター漁業調査船の代船建造工事において、その施工の管理、監理を委託するものである。</p> <p>漁業調査船は主に漁業調査と海洋観測に従事する船で、漁業調査用の漁労装置と海洋観測用の各種測器という異なる性質のものを設備し、研究データ取得のため、連動して機能させる必要があることから、その設計に関しては通常の船舶の設計と異なり特別な情報等を必要とする。</p> <p>受託者は、漁業調査船の設計実績がある者でかつ、基本設計と建造仕様書の内容を建造工事に正確に反映させることができる者であることから、契約の相手方として選定した。</p> | 特命随意<br>契約 |
| 2   | 農業研究<br>センター<br>(本所) | 遮光と灌水制<br>御の連動が可<br>能な安価な複<br>合環境制御シ<br>ステムの開発<br>委託              | 令和4年9<br>月1日  | 1,485,000 | 沖阪産業(株)   | 那覇市港町3丁目5-1                         | 第167条の2<br>第1項第1号 | <p>(沖縄県随意契約ガイドライン(2)⑩アに該当)</p> <p>本委託業務は、当センターが民間3者と共同で開発した外部遮光装置の制御システム(特許出願)に自動灌水機能を組み込むもので、開発に携わった3者のうち、灌水装置など園芸施設設計・施工の業務を担えるのは、契約相手方のみであるため。</p>   | 特命随意<br>契約 |
| 3   | 農業研究<br>センター名<br>護支所 | 熱帯果樹にお<br>ける先端技術<br>を活用した画<br>像等による栽<br>培管理支援技<br>術の開発に係<br>る研究委託 | 7月19日         | 1,700,000 | 熱帯果樹における先端技術を活用した画像等による栽培管理支援技術の開発コンソーシアム<br>①(独)国立高等専門学校機構 沖縄工業高等専門学校 ②(大)岡山県立大学 | 名護市字辺野古905番地                        | 第167条の2<br>第1項第2号 | <p>(沖縄県随意契約ガイドライン(2)⑥アに該当)</p> <p>本委託業務を遂行するには、熱帯果樹類を対象とした生産予測システムの基盤となる生産基準点を決定するための画像解析やAIを活用した生産予測技術などデジタル技術を活用した栽培管理支援技術の開発に必要な高度な研究企画力、専門技術と特に熱帯果樹類に対する知見を有していることが必要のため。</p>   |            |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課      | 契約の名称      | 契約日       | 契約金額      | 契約の相手方の名称   | 契約の相手方の住所           | 地方自治法<br>施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由   | その他    |
|-----|----------|------------|-----------|-----------|-------------|---------------------|------------------|---|--------|
| 4   | 畜産研究センター | 家畜飼料売買単価契約 | 令和4年7月1日  | 4,945,435 | 沖縄県農業協同組合   | 那覇市壺川2-9-1          | 第167条の2第1項第6号    | 生育ステージに応じて多種の給餌飼料が必要であり、これら飼料を一元的に扱う業者が限られることから、随意契約とした。  |        |
| 5   | 畜産研究センター | 家畜飼料売買単価契約 | 令和4年7月1日  | 2,773,507 | 株式会社 森栄飼糧   | 鹿児島県鹿屋市輝北町下百引2945-3 | 第167条の2第1項第6号    | 生育ステージに応じて多種の給餌飼料が必要であり、これら飼料を一元的に扱う業者が限られることから、随意契約とした。  |        |
| 6   | 畜産研究センター | 家畜飼料売買単価契約 | 令和4年7月1日  | 2,003,629 | 沖縄県酪農農業協同組合 | 八重瀬町友寄960番地         | 第167条の2第1項第6号    | 生育ステージに応じて多種の給餌飼料が必要であり、これら飼料を一元的に扱う業者が限られることから、随意契約とした。  |        |
| 7   | 畜産研究センター | 家畜飼料売買単価契約 | 令和4年7月1日  | 2,903,712 | 琉球飼料株式会社    | 浦添市港川495-3          | 第167条の2第1項第2号    | 当センターでは琉球飼料株式会社と委託販売契約を締結し、銘柄「琉球元豚アゲー」として販売しており、出荷数の大部分を占めている。「琉球元豚アゲー」として出荷するには肉質の安定・向上を図るため専用肥育飼料を給与する必要があるが、その取扱いは琉球飼料株式会社のみであるため。 | 特命随意契約 |
| 8   | 畜産研究センター | 現場検定用子牛の購入 | 令和4年7月19日 | 3,937,824 | 沖縄県農業協同組合   | 那覇市壺川2-9-1          | 第167条の2第1項第6号    | 契約相手方が開催しているセリ市場において、現場後代検定の条件に合う子牛を購入するため。   | 特命随意契約 |
| 9   | 畜産研究センター | 現場検定用子牛の購入 | 令和4年9月16日 | 1,286,505 | 沖縄県農業協同組合   | 那覇市壺川2-9-1          | 第167条の2第1項第6号    | 契約相手方が開催しているセリ市場において、現場後代検定の条件に合う子牛を購入するため。   | 特命随意契約 |
| 10  | 畜産研究センター | 現場検定用子牛の購入 | 令和4年9月22日 | 2,013,660 | 沖縄県農業協同組合   | 那覇市壺川2-9-1          | 第167条の2第1項第2号    | 契約相手方が開催しているセリ市場において、直接検定の条件に合う子牛を購入するため。   | 特命随意契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課                        | 契約の名称   | 契約日          | 契約金額      | 契約の相手方の名称  | 契約の相手方の住所   | 地方自治法<br>施行令(根拠)                  | 契約の相手方の選定理由   | その他        |
|-----|----------------------------|---|--------------|-----------|--|---|-----------------------------------|---|------------|
| 11  | 水産海洋<br>技術セン<br>ター         | 令和4年度水<br>産エコラベルに<br>よる付加価値<br>化に関する調<br>査・検討委託業<br>務 | 令和4年7<br>月1日 | 3,997,840 | 株式会社流通研究所  | 神奈川県厚木市寿町1丁<br>目4番3-2号  | 地方自治法<br>施行令第167<br>条の2第1項<br>第2号 | プロポーザル方式により公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を企画提案審査会において審査したところ、左の社の提案は、総合得点ですべての評価員から最も高い得点を得ており、優れた企画提案と判断されたことから、契約の相手方として選定した。 |            |
| 12  | 水産海洋<br>技術セン<br>ター石垣支<br>所 | 物品修繕契約<br>(自家発電設備<br>修繕)                              | 令和4年7<br>月8日 | 1,141,811 | ヤンマー沖縄株式会社<br>八重山支店  | 沖縄県石垣市浜崎3-3-<br>16  | 地方自治法<br>施行令第167<br>条の2第1項<br>第2号 | 本設備は、ヤンマー沖縄株式会社が設計製作したもので、その修繕にあたっては、制作時と同一の手法を用いた機器の分解、部品の取り替え、再組み立ての必要があることから、修繕による確実な性能の復旧を図るためには、同社以外に契約を履行できる者が存在しないため。      | 特命随意<br>契約 |
| 13  | 流通・加工<br>推進課               | 「おきなわ食材<br>の店」等におけ<br>る県産食材利<br>用拡大事業                 | 令和4年7<br>月1日 | 9,342,300 | 「おきなわ食材の店」等<br>における県産食材利用拡<br>大事業コンソーシアム<br>① 光文堂コミュニケー<br>ションズ株式会社<br>② 株式会社 サン・エー<br>ジェンシー | ①沖縄県島尻郡南風原<br>町字兼城577番地<br>②沖縄県那覇市上之屋<br>314番地2 サン・メディア<br>ビル2階 | 第167条の2<br>第1項第2号                 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を企画提案審査会において審査したところ、左の社の提案は総合得点が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。                           |            |
| 14  | 流通・加工<br>推進課               | 学校給食にお<br>ける県産食材<br>利用促進事業                            | 令和4年7<br>月1日 | 4,622,200 | 株式会社マイファーム   | 京都府京都市下京区東<br>塩小路町607番地辰巳ビ<br>ル1階                               | 第167条の2<br>第1項第2号                 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、総合点数の評価が基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。                                      |            |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課          | 契約の名称                     | 契約日           | 契約金額       | 契約の相手方の名称  | 契約の相手方の住所   | 地方自治法<br>施行令(根拠)  | 契約の相手方の選定理由   | その他                          |
|-----|--------------|---------------------------|---------------|------------|--|---|-------------------|---|------------------------------|
| 15  | 流通・加工<br>推進課 | 機器賃貸借契<br>約               | 令和4年8<br>月8日  | 2,692,800  | 株式会社オーシーシー   | 沖縄県浦添市沢岬2丁目<br>17番1号                                    | 第167条の2<br>第1項第2号 | 食品表示110番データベースシステムの平成<br>29年に導入したサーバーの切り替えに係る機<br>器賃貸借契約である。本システムは株式会社<br>オーシーシー(以下「当該業者」という。)が開<br>発したものであるため、プログラムの運用等<br>についても精通している。また、本システム開<br>発後の保守も当該業者が担っており、不具合<br>が生じた場合の対応を行うことができる。<br>以上のことから当該業者を本契約の相手方<br>とした。 | 特命随意<br>契約<br><br>長期継続<br>契約 |
| 16  | 流通・加工<br>推進課 | 沖縄県食品等<br>流通合理化総<br>合対策業務 | 令和4年8<br>月25日 | 29,902,206 | 公益社団法人日本ロジス<br>ティクスシステム協会・株<br>式会社日本能率協会総<br>合研究所共同企業体<br>①公益社団法人日本ロ<br>ジスティクスシステム協<br>会<br>②株式会社日本能率協<br>会総合研究所 | ①東京都港区海岸1-15-<br>1 スズエベイディアム3階<br>②東京都港区芝公園三<br>丁目1番22号 | 第167条の2<br>第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったと<br>ころ1社から応募があった。企画提案内容等<br>を選定委員会において審査したところ、契<br>約の相手方として適格であると審査された<br>ため選定した。   |                              |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課         | 契約の名称                             | 契約日           | 契約金額       | 契約の相手方の名称           | 契約の相手方の住所             | 地方自治法<br>施行令(根拠)                         | 契約の相手方の選定理由  | その他    |
|-----|-------------|-----------------------------------|---------------|------------|---------------------|-----------------------|--|--|--------|
| 17  | 中央卸売市場      | 中央卸売市場<br>自動検針装置<br>端末伝送器取<br>替修繕 | 令和4年9<br>月29日 | 7,898,000  | 有限会社沖縄小堀電機          | 沖縄県浦添市伊祖3丁目<br>1番7号   | 地方自治法<br>施行令第167<br>条の2第1項<br>第2号        | <p>本修繕は、市場内の各入居会社に対する電気料金・水道料金の請求を効率的に行うための自動検針システムのうち、端末伝送器を取り替える修繕である。</p> <p>自動検針システムの本体すなわちセンター装置については賃貸借契約をみずほ東芝リース株式会社と締結しており、取替対象の端末伝送器は、センター装置と信号のやり取りができる互換性が求められるので東光東芝メーターシステムズ(株)製品に限られ、他社端末伝送器との互換性はない。</p> <p>有限会社沖縄小堀電機は、賃貸借契約しているみずほ東芝リース株式会社との関連業者であり、東芝制御機器の県内代理店として、既設端末伝送器と互換性のある東光東芝メーターシステムズ(株)製品を取り扱っている。また中央卸売市場の自動検針装置の保守点検を行ってきたことから、有限会社沖縄小堀電機と契約することにより取替作業が円滑に行われ、中央卸売市場の毎月の検針業務にも支障がないと思料される。</p> <p>このことから有限会社沖縄小堀電機を契約の相手方として選定した。</p> | 特命随意契約 |
| 18  | 病害虫防除技術センター | 物品売買契約<br>(イモゾウムシ<br>幼虫保管棚)       | 令和4年9<br>月2日  | 12,746,250 | インフィニット<br>代表者 外間朝治 | 沖縄県中頭郡西原町字<br>幸地201番地 | 第167条の2<br>第1項第2号<br>[ガイドライン<br>(2)-⑩-エ] | <p>当該物品は、イモゾウムシ幼虫保管に特化した仕様となっており、特注仕様である。</p> <p>インフィニットはミバエ類調査用トラップやナスミバエ飼育ケージ等も製作しており、特殊害虫の調査・飼育関係資材の製作に関して多くの実績を有している。さらに、現行のイモゾウムシ幼虫保管棚の製作を請け負った業者であり、現仕様を熟知していると共に前回製作時に仕様決定のための調整業務も問題なく行っており、今回の保管棚仕様変更に関してもスムーズに対応可能であるため、発注元として選定した。</p>  | 特命随意契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課   | 契約の名称                     | 契約日       | 契約金額       | 契約の相手方の名称               | 契約の相手方の住所            | 地方自治法<br>施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由  | その他    |
|-----|-------|---------------------------|-----------|------------|-------------------------|----------------------|------------------|--|--------|
| 19  | 園芸振興課 | 園芸産地生産体制の現地実態調査委託事業       | 令和4年8月2日  | 10,890,000 | 株式会社流通研究所               | 神奈川県厚木市寿町1-4-3-2     | 第167条の2第1項第2号    | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は総合総合評価が最低基準点を満たしていたため、契約の相手方として選定した。                        |        |
| 20  | 園芸振興課 | 園芸拠点産地生産拡大事業委託業務          | 令和4年7月26日 | 1,884,000  | 公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会     | 那覇市壺川2丁目9番地1         | 第167条の2第1項第2号    | 沖縄県における園芸農産物の安定的な生産出荷の推進等を目的に事業を実施している公益法人であり、他に沖縄県農業協同組合の出荷情報の取得や系統外出荷のデータ双方の収集が可能な事業者がないため。                                | 特命随意契約 |
| 21  | 糖業農産課 | さとうきび原原種売買契約              | 令和4年8月25日 | 1,122,234  | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 | 茨城県つくば市藤本2-2         | 第167条の2第1項第2号    | 原原種苗(健全種苗)は、国が定めればいしよ原原種及びさとうきび原原種配布要綱第2条に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターによる生産と定められているため競争入札には適さない。                      | 特命随意契約 |
| 22  | 糖業農産課 | さとうきび優良種苗安定確保事業委託契約       | 令和4年9月8日  | 2,932,590  | 北部地区さとうきび生産振興対策協議会      | 名護市字伊差川798-1         | 第167条の2第1項第2号    | 本委託契約はさとうきびにおける種苗伝染性の病害の蔓延を防ぐため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターが生産した苗を元に原種苗の増殖を目的としている。そのため、競争入札に適さず、健全な苗の増殖技術を有する当該団体を選定した。 | 特命随意契約 |
| 23  | 糖業農産課 | 令和4年度おきなわ特産農作物等発掘調査事業委託業務 | 令和4年7月5日  | 7,997,275  | 公益財団法人流通経済研究所           | 東京都千代田区九段南4-8-21 10F | 第167条の2第1項第2号    | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、総合点数の評価が基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。                                 |        |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課       | 契約の名称                  | 契約日       | 契約金額       | 契約の相手方の名称      | 契約の相手方の住所           | 地方自治法<br>施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由   | その他    |
|-----|-----------|------------------------|-----------|------------|----------------|---------------------|------------------|---|--------|
| 24  | 家畜改良センター  | 乳用牛用飼料単価契約(第2四半期)      | 令和4年7月1日  | 34,982,988 | 沖縄県酪農農業協同組合    | 八重瀬町字友寄960番地        | 第167条の2第1項第2号    | 県内において当該事業者以外では乳用牛用飼料の多品目を取り扱っていないため。また、乳用牛発育への影響から飼料の継続性を保つ必要があるため。  | 特命随意契約 |
| 25  | 村づくり計画課   | 農福連携マッチング体制モデル構築事業委託業務 | 令和4年7月27日 | 4,288,900  | 有限会社アイディー・ブランド | 沖縄県那覇市銘苅1丁目2番22号    | 第167条の2第1項第2号    | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があり、企画提案内容等を選定委員会において審査を行い平均点を基に協議した結果、契約の相手方として選定した。   |        |
| 26  | 南部農林土木事務所 | 渡名喜漁港軽石撤去業務(R4)        | 令和4年7月11日 | 1,204,500  | (株)屋部土建        | 沖縄県名護市港2丁目6番5号      | 第167条の2第1項第7号    | 時価に比べて著しく有利な価格で契約できることから随意契約とした。<br>本業務は渡名喜村の漁港で回収された軽石を沖縄本島までの受入先までの運搬を行う業務である。<br>受入先まで海上輸送を行うため、通常であれば海上運搬費用が必要となるが、渡名喜村内で施工中の業者((株)屋部土建)が、渡名喜村から本島までの台船の回航を予定していることから、軽石運搬についても併せて実施することで、他の業者と契約した場合よりも著しく有利な価格で契約出来るため。   | 特命随意契約 |
| 27  | 南部農林土木事務所 | 阿波根地区災害復旧事業計画概要書作成業務   | 令和4年8月24日 | 3,410,000  | 沖縄県土地改良事業団体連合会 | 沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3 | 第167条の2第1項第5号    | 災害復旧に関する工事発注を早急に進める必要がある。<br>被災メカニズム、気象調査、工法検討、数量とりまとめ、図形作成及び積算等であるが、当該水路が市街地内の主要排水路と連結しており、濁水、土砂流入が想定され第三者への影響が大きく緊急性が高いと判断した。<br>選定業者は土地改良法の定められた団体であり、一次整備として阿波根地区の測量設計や換地業務実績がある。<br>本業務では地区境界、水路法線の正確かつ迅速な復元が求められており、選定業者は詳細な座標データを有しており、これを利用した効率的かつ経済的な対応が可能と判断した。 | 特命随意契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課         | 契約の名称                                      | 契約日           | 契約金額      | 契約の相手方の名称          | 契約の相手方の住所                   | 地方自治法<br>施行令(根拠)  | 契約の相手方の選定理由   | その他        |
|-----|-------------|--|---------------|-----------|--------------------|-----------------------------|-------------------|---|------------|
| 28  | 農地農村<br>整備課 | 令和4年度 赤<br>土対策進捗管<br>理システム入<br>力作業委託業<br>務 | 令和4年9<br>月12日 | 2,156,000 | 沖縄県土地改良事業団<br>体連合会 | 沖縄県南風原町字本部<br>453番地3        | 第167条の2<br>第1項第2号 | 赤土対策進捗状況管理システムは「沖縄県赤<br>土等流出防止対策基本計画」における流出削<br>減目標量に対する対策の進捗確認及び効果<br>的な対策の手法の選定に活用することを目的<br>に、平成25年度から26年度にかけて開発され<br>たものであり、最新の農地情報に更新してい<br>くことが必要であることから、システム開発にあ<br>たっては、最新農地情報を保有している水土<br>里情報システム(以下、GIS)を基盤とすること<br>としている。<br>今回委託する業務は、GISを基盤とする赤土<br>対策進捗状況管理システムにおいて、令和2<br>年度に実施した赤土流出防止の土本的対策<br>の施工図等をGIS保有の最新農地情報(農地<br>筆レイヤー)と重ね合わせる作業等を行い、「沖<br>縄県赤土等流出防止対策基本計画」の評価に<br>係る基礎資料を作成することから、GISを一元的<br>に管理・運用している沖縄県土地改良事業<br>団体連合会のみが実施することができるた<br>め、沖縄県土地改良事業団体連合会を契約相<br>手として選定した。 | 特命随意<br>契約 |
| 29  | 森林管理<br>課   | 令和4年度森<br>林クラウド新機<br>能構築委託業<br>務           | 令和4年7<br>月25日 | 4,917,000 | 応用地質(株)沖縄営業<br>所   | 沖縄県那覇市久米1丁目<br>24番13号ミネビル3階 | 第167条の2<br>第1項第2号 | 森林クラウドシステムは、一般競争入札によ<br>り平成31年度に調達した森林GISシステムであ<br>り、落札した応用地質株式会社が独自に開発<br>したものである。<br>本システムの基盤は開発者が運用するデー<br>タセンターに配置されており、新たな機能追加<br>やデータ更新については、開発者である応用<br>地質株式会社と契約を締結する必要がある。   | 特命随意<br>契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課     | 契約の名称                      | 契約日       | 契約金額       | 契約の相手方の名称  | 契約の相手方の住所  | 地方自治法<br>施行令(根拠)  | 契約の相手方の選定理由  | その他 |
|-----|---------|----------------------------|-----------|------------|--|--|-------------------|--|-----|
| 30  | 森林管理課   | 令和4年度沖縄きのこ生産体制構築事業委託業務     | 令和4年8月24日 | 6,380,000  | 一般財団法人沖縄県環境科学センター  | 沖縄県浦添市字経塚720番地                                   | 第167条の2<br>第1項第2号 | 本事業は、生産体制の強化とアラゲキクラゲの沖縄ブランドを確立するため、沖縄の条件下でも安定生産可能な菌床培地の調査研究を行うとともに、亜熱帯性気候の沖縄に適した在来品種のアラゲキクラゲ選抜調査や需要見込みのある新たな亜熱帯性きのこ品目候補の生産振興の展望を開くことを目的とするため、当該きのこに関する高度な専門知識や幅広い構想力・応用力が求められる事業である。<br>これらの目的を達成するためにプロポーザル方式により当該事業者を選定した。 |     |
| 31  | 森林管理課   | 令和4年度沖縄きのこ知って・食べて・健康増進委託業務 | 令和4年9月12日 | 5,493,400  | 令和4年度沖縄きのこ知って・食べて・健康増進委託業務共同企業体<br>①光文堂コミュニケーションズ株式会社<br>②株式会社サン・エージェンシー | ①沖縄県南風原町字兼城577番地<br>②沖縄県那覇市字上之屋314番地2 サンメディアビル2F | 第167条の2<br>第1項第2号 | 本事業は、生鮮きのこの消費量が全国的に低い本県において、県産きのこのより効果的な販売促進方法を検討・実施することで、県産きのこの消費拡大を図ることを目的としており、その業務遂行には社会・環境・施策・実施手法等、総合的な視点からの検討が必要であり、かつ、創意工夫に基づく幅広い発想力・応用力が求められる。<br>これらの目的を達成するためにプロポーザル方式により当共同企業体を選定した。                             |     |
| 32  | 南部林業事務所 | 令和4年度 奥間災害応急対策工事           | 令和4年9月2日  | 3,576,100  | (有)ヒロ建設  | 中城村字屋宜271番地                                      | 第167条の2<br>第1項第5号 | 大雨の時期に被災した「土砂流出防止用大型土のう積み」について、決壊部等を緊急的に対策を講じるため、随意契約により契約の相手方を選定することとした。  |     |
| 33  | 水産課     | 沖縄県とパラオ共和国とのMOU締結に係る委託業務   | 令和4年7月29日 | 29,999,999 | 株式会社JTB沖縄  | 沖縄県那覇市旭町112番地1                                   | 第167条の2<br>第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を企画提案審査会において審査したところ、総合点数の評価が基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。   |     |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課   | 契約の名称                  | 契約日       | 契約金額      | 契約の相手方の名称         | 契約の相手方の住所         | 地方自治法<br>施行令(根拠)                  | 契約の相手方の選定理由  | その他        |
|-----|-------|------------------------|-----------|-----------|-------------------|-------------------|-----------------------------------|--|------------|
| 34  | 水産課   | 沖合操業の安全確保支援事業実施補助委託業務  | 令和4年7月12日 | 2,359,500 | 一般社団法人<br>沖縄県無線協会 | 沖縄県糸満市西崎1-4-11    | 第167条の2<br>第1項第2号                 | ソフト交付金「沖合操業の安全確保支援事業」の補助を担う業務であり、漁業無線、漁船等船舶に関する高度な知識を持ち、漁業団体無線機メーカー、漁業者との無線機器の調整及び県の検査業務支援を行えるのは県内でも唯一同団体であることから契約の相手方として選定した。   |            |
| 35  | 水産課   | 漁業権管理システムの改良業務         | 令和4年7月29日 | 4,719,000 | 株式会社ホープ設計         | 沖縄県那覇市首里赤田町3丁目5番地 | 第167条の2<br>第1項第2号                 | 契約した相手方は、現在稼働中のシステムの開発事業者であり、業務内容に詳しく改良業務を効率的に行うことが可能であるため選定した。  |            |
| 36  | 漁港漁場課 | 漁港総合管理システム漁場管理機能拡充委託業務 | 令和4年7月4日  | 2,453,000 | 株式会社okicom        | 沖縄県宜野湾市大山1丁目17番1号 | 地方自治法<br>施行令第167<br>条の2第1項<br>第2号 | 漁場施設について、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用で管理台帳を整備する事が義務づけられている。漁港台帳の保存・管理は、「漁港総合管理システム」で行っており、漁場施設の管理台帳も当該システムに統合して保存・管理することで業務の効率化とともにデータの継続的な更新がなされる。当システムは、開発を行った株式会社okicomが著作権等の排他的権利を有している。よって、本委託業務はその性質が競争入札に適しないものであり、方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。 | 特命随意<br>契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課   | 契約の名称                      | 契約日       | 契約金額      | 契約の相手方の名称  | 契約の相手方の住所         | 地方自治法<br>施行令(根拠)      | 契約の相手方の選定理由   | その他    |
|-----|-------|----------------------------|-----------|-----------|------------|-------------------|-----------------------|---|--------|
| 37  | 漁港漁場課 | 浮沈式浮魚礁の位置情報などの可視化システムの構築業務 | 令和4年9月13日 | 3,135,000 | Upside合同会社 | 東京都千代田区永田町2-17-17 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | <p>Upside合同会社は、2018年に東京都立産業技術研究センターの公募型共同研究事業を活用し、石垣市・竹富町周辺の沖合海域に数多く設置されている浮魚礁(パヤオ)にGPS機能付きの衛星通信機を設置し、そこから得られる位置情報を専用タブレットや個人のスマートフォンを用いて漁業者が確認できるシステムの開発を行った。これにより漁業者は現地に行く前に、浮魚礁周辺の潮の向きや強さを把握することができるようになり、漁場の選択ミスが減るといった効果が出ている。また、グループ内での漁獲の情報を共有することで、操業の効率化が図られている。</p> <p>このシステムの開発・運用により、八重山漁業協同組合とUpside合同会社が2021年のMCPC(モバイルコンピューティング推進コンソーシアム)Award2021のユーザー部門の審査員特別賞を受賞している。</p> <p>今回、県営表中層型浮魚礁の流出防止用GPS機能付きの衛星通信機からの位置情報について、漁業者からの評価も高く、上記MCPCAward2021で受賞実績のあるパヤオナビのうち、位置情報公開システムを導入し、県営浮魚礁利用者に公開することで、漁業者の漁場選択ミスの削減等による漁労作業の効率化・費用の軽減を図る。</p> | 特命随意契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課                                       | 契約の名称                             | 契約日          | 契約金額      | 契約の相手方の名称                         | 契約の相手方の住所         | 地方自治法<br>施行令(根拠)  | 契約の相手方の選定理由   | その他        |
|-----|---|-----------------------------------|--------------|-----------|-----------------------------------|-------------------|-------------------|---|------------|
| 38  | 北部農林<br>水産振興<br>センター<br>(農業水<br>産整備<br>課) | 真喜屋ダム制<br>御機器保守点<br>検委託業務<br>(R4) | 令和4年7<br>月8日 | 1,705,000 | 富士通ネットワー<br>クソリューションズ(株) 沖<br>縄支店 | 那覇市久茂地1-1<br>2-12 | 第167条の2<br>第1項第2号 | <p>今回点検の対象となる設備は、富士通ネット<br/>ワークソリューションズ株式会社独自の特別仕<br/>様により周辺機器と一体化されたシステムであ<br/>る。このため、以下の理由により、同社と随意<br/>契約を締結する必要がある。</p> <p>①富士通ネットワークソリューションズ株式会<br/>社は、対象設備の設計・施工メーカーであり、<br/>本計器の仕組みに精通し、ダム制御機器の総<br/>合的な知識を有する。</p> <p>②保守点検等により早急な部品交換の必要が<br/>生じたときには、交換部品の調達、修繕作業<br/>等を迅速かつ確実に実施できる。</p> <p>③本設備の各種計器は、一体的な機能発揮<br/>が求められるなど密接不可分な関係にあるた<br/>め、同一業者に履行させなければ、障害発生<br/>時に責任の所在が不明確になる恐れがある。</p> | 特命随意<br>契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課                                       | 契約の名称                                 | 契約日           | 契約金額      | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所          | 地方自治法<br>施行令(根拠)  | 契約の相手方の選定理由  | その他        |
|-----|---|---------------------------------------|---------------|-----------|-----------|--------------------|-------------------|--|------------|
| 39  | 北部農林<br>水産振興<br>センター<br>(農業水<br>産整備<br>課) | 真喜屋ダム堤<br>体観測機器施<br>設点検整備委<br>託業務(R4) | 令和4年8<br>月26日 | 2,002,000 | (株)シーイー   | 宜野湾市大謝名3-1<br>3-11 | 第167条の2<br>第1項第2号 | <p>本業務の点検対象設備は、ダム堤体監視に不可欠である埋設計器(間隙水圧計、鉄筋計、継目計等)及び地震計、漏水観測装置とこれら機器を制御する多くの周辺精密機器である。これらの設備は、会社独自の特別仕様により周辺機器と一体化されたシステムである。</p> <p>このため、以下の理由により、株式会社シーイーと随意契約を締結する必要がある。</p> <p>①本点検対象設備のシステムプログラムの設計・施工者の県内唯一の代理店であり、観測機器の仕組みに精通し、堤体観測装置の総合的な知識を有する。</p> <p>②本点検対象設備及びシステムプログラムは特別仕様のため、保守点検等により早急な部品交換の必要が生じたときには、当業者は設計・施工者の代理店であることから、早急な対応が可能である。</p> <p>③本設備の各種計器は、一体的な機能発揮が求められるなど密接不可分な関係にあるため、同一業者に履行させなければ、障害発生時に責任の所在が不明確になる恐れがある。</p> | 特命随意<br>契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課                                       | 契約の名称                              | 契約日           | 契約金額       | 契約の相手方の名称            | 契約の相手方の住所                          | 地方自治法<br>施行令(根拠)  | 契約の相手方の選定理由  | その他        |
|-----|---|------------------------------------|---------------|------------|----------------------|------------------------------------|-------------------|--|------------|
| 40  | 北部農林<br>水産振興<br>センター<br>(農業水<br>産整備<br>課) | 真喜屋ダム管<br>理用制御処理<br>設備更新工事<br>(R4) | 令和4年9<br>月16日 | 93,500,000 | 富士通Japan(株) 沖縄<br>支社 | 那覇市久茂地1-12-1<br>2 ニッセイ那覇センター<br>ビル | 第167条の2<br>第1項第2号 | <p>本工事は、老朽化した真喜屋ダムの管理用制御処理装置を更新し、ダム管理に不全のないよう設備を最良の状態に保持すると共に、操作卓を廃し、その他システムに機能を統合することで管理省力化を目的とした工事である。</p> <p>ダム管理システムは、ダム操作室と各ゲートやセンサー等の施設を有線又は無線によりネットワークを繋ぎ、ダム水位、気象観測、河川水位等のデータを受信及び処理を行い、ダムの流入量・放流量等の諸量表示及びデータの保存、日報、月報処理、異常の摘出等を行う、ダム管理に特化したシステムである。</p> <p>本システムの設計・施工は富士通Japan(株)が行っており、システム内の交換部品は汎用品となっていないことから、設計・施工メーカーである富士通Japan(株)から部品の調達を行う必要がある。また、管理省力化のために必要な機能統合はソフトウェア改造を要し、ソフトウェアの設計を行った富士通Japan(株)が行う必要がある。</p> <p>以上のことから、同一の者にシステムの改修工事を履行させなければ、障害発生時の対応に支障を生じ、また、管理責任の所在が不明確になることから、富士通Japan(株)と随意契約に付したい。</p> | 特命随意<br>契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課                                  | 契約の名称                                   | 契約日           | 契約金額      | 契約の相手方の名称                             | 契約の相手方の住所                         | 地方自治法<br>施行令(根拠)  | 契約の相手方の選定理由   | その他        |
|-----|--------------------------------------|---|---------------|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|---|------------|
| 41  | 八重山農<br>林水産振<br>興センター<br>農林水産<br>整備課 | 名蔵ダム・底原<br>ダム制御機器<br>保守点検整備<br>委託業務(R4) | 令和4年8<br>月18日 | 4,455,000 | 富士通ネットワー<br>クソリューションズ株式<br>会社<br>沖縄支店 | 那覇市久茂地1-12-12<br>ニッセイ那覇センタービ<br>ル | 第167条の2<br>第1項第2号 | <p>本委託業務は、ダム管理に必要な制御装置の保守点検を行う業務である。</p> <p>ダム制御装置は、有線又は無線により送信されてくるダム水位、気象観測、河川水位等のデータを受信及び処理を行い、ダムの流入量・放流量等の諸量表示及びデータの保存、日報、月報処理、異常の摘出等を行うダム管理に限定された特有用制御機器である。</p> <p>本装置システムプログラムの設計・施工は富士通ネットワークソリューションズ(株)が行っており、システム内の交換部品は汎用品とはなっていないことから、部品交換の必要が生じたときには設計・施工メーカーである富士通ネットワークソリューションズ(株)から部品の調達を行う必要がある。</p> <p>以上のことから、同一の者にシステムの保守点検を履行させなければ、障害発生時の対処に支障が生じ、また、管理責任の所在が不明確になることから、富士通ネットワークソリューションズ(株)と随意契約を締結する。</p> | 特命随意<br>契約 |
| 42  | 八重山農<br>林水産振<br>興センター<br>農林水産<br>整備課 | 底原ダム取水<br>設備点検整備<br>委託業務(R4)            | R4.8.24       | 4,180,000 | (株)丸島アクアシ<br>ステム<br>沖縄営業所             | 沖縄県浦添市勢理客1丁<br>目3-2               | 第167条の2<br>第1項第2号 | <p>本委託業務は、底原ダム取水設備等の点検整備を行い障害の発生を未然に防止する業務である。</p> <p>本機械設備の設計・施工は(株)丸島アクアシステムが行っており、部品交換の必要が生じたときには、汎用品でないことから、設計・施工メーカーである(株)丸島アクアシステムから部品の調達を行う必要がある。そのため、年1回の点検整備については、平成2年度から(株)丸島アクアシステムが行っている。</p> <p>以上のことから、同一の者に機械設備の保守点検を履行させなければ、障害発生時の対処に支障が生じ、また、管理責任の所在が不明確になることから、(株)丸島アクアシステムと随意契約を締結する。</p>   | 特命随意<br>契約 |

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課                                  | 契約の名称                                   | 契約日           | 契約金額      | 契約の相手方の名称            | 契約の相手方の住所             | 地方自治法<br>施行令(根拠)  | 契約の相手方の選定理由   | その他        |
|-----|--------------------------------------|---|---------------|-----------|----------------------|-----------------------|-------------------|---|------------|
| 43  | 八重山農<br>林水産振<br>興センター<br>農林水産<br>整備課 | 底原ダム放流・<br>名蔵ダム取水<br>設備点検整備<br>委託業務(R4) | 令和4年9<br>月1日  | 7,370,000 | (株)IHIインフラ建設九州<br>支店 | 福岡県福岡市中央区高<br>砂1-11-3 | 第167条の2<br>第1項第2号 | <p>本委託業務は、底原ダム放流設備・名蔵ダム取水設備等の点検整備を行い障害の発生を未然に防止する業務である。</p> <p>本機械設備の設計・施工は(株)IHIインフラ建設が行っており、設備の交換部品は汎用品とはなっていないことから、部品交換の必要が生じたときには設計・施工メーカーである(株)IHIインフラ建設から部品の調達を行う必要がある。また、本設備の点検整備を行うには、専門的な技術、総合的専門知識及び経験が必要とされる。(株)IHIインフラ建設九州支店は、過去の不具合・故障発生情報など莫大な蓄積があり、重要管理の把握・判断・処理など信頼性の高い点検整備が出来る業者である。</p> <p>以上のことから、同一の者に機械設備の保守点検を履行させなければ、障害発生時の対処に支障を生じ、また、管理責任の所在が不明確になることから、(株)IHIインフラ建設九州支店と随意契約を締結する。</p> | 特命随意<br>契約 |
| 44  | 八重山農<br>林水産振<br>興センター<br>農林水産<br>整備課 | 嵩田揚水機ポ<br>ンプ分解整備<br>工事(R4)              | 令和4年9<br>月30日 | 3,575,000 | (有)昭電工業              | 石垣市字石垣1733-1<br>5     | 第167条の2<br>第1項第2号 | <p>本工事は、嵩田揚水機場ポンプ施設の分解整備を行う工事である。</p> <p>本工事の対象となるポンプは、名蔵ダムのかんがい用水を嵩田ファームポンドまで揚水するため大型で特殊なポンプであり、設置は国営事業により株式会社西島製作所が行った。</p> <p>特殊なポンプは施設ごとに規格、性能、構造が異なっており、交換部品にはメーカーが指定されたり調達先が特定されるなど、機器の整備に制約を受ける。</p> <p>よって、当該ポンプ設備の製作メーカーである株式会社西島製作所の石垣島内唯一の特約店である(有)昭電工業と随意契約を締結する。</p>   | 特命随意<br>契約 |